

森林との共生を考える県民懇談会報告書

－ 県民一人ひとりが参画する森林づくり －

(資 料 編)

1 森林・林業の現状	
(1)森林資源の現況	19
(2)森林・林業の現状	21
2 県民の意見等	
(1)平成13年度県政世論調査より(重要と考える森林の働き)	22
(2)保安林制度検討調査より	23
(3)森林所有者アンケート調査より	27
(4)身近な森林現況調査より	30
(5)県民が参画する森づくりに関するアンケートより	32
3 森林環境税等に関する各都道県の取り組み状況	36
4 現行の施策体系と施策の展開	
(1)施策体系	39
(2)施策の展開(平成16年度)	40
5 森林との共生を考える県民懇談会名簿	43
6 森林との共生を考える県民懇談会設置要綱	44
7 森林との共生を考える県民懇談会の検討経過	45

1 森林・林業の現状

(1) 森林資源の現況

ア 保有形態別森林面積

単位:ha

福島県	総土地 面積	森 林					
		総数	国有林		民有林		
			総数	内林野 庁所管	総数	公有林	私有林
	1,378,248	972,233	409,642	408,003	562,591	90,667	471,924

(平成13年福島県森林・林業統計書。出典を「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」と統一するため、直近の統計よりも古いデータを引用している。)

単位:千ha

全 国	総土地 面積	森 林					
		総数	国有林		民有林		
			総数	内林野 庁所管	総数	公有林	私有林
	37,652	25,121	7,838	7,641	17,283	2,796	14,440

(森林・林業統計要覧2004)

イ 民有林における人工林・天然林別森林面積・蓄積

単位:ha、蓄積:千m³

福島県	総数	立木地				無立木 地面積	竹 林 面 積
		人工林		天然林			
		面積	蓄積	面積	蓄積		
	562,591	204,111	51,250	343,788	37,045	13,396	1,295

(平成13年福島県森林・林業統計書。)

単位:千ha、蓄積:百万m³

全 国	総数	立木地				無立木 地面積	竹 林 面 積
		人工林		天然林			
		面積	蓄積	面積	蓄積		
	17,283	7,949	1,970	8,579	1,059	598	156

(森林・林業統計要覧2004)

ウ 民有林樹種別・齢級別森林面積

単位:ha

		齢級別	計	I	II	III	IV	V
人工林	針葉樹	スギ	130,725	1,357	3,061	6,871	10,765	12,129
		ヒノキ・サワラ・ヒバ	10,324	1,116	1,820	2,643	2,530	904
		アカマツ・クロマツ	50,082	16	64	202	1,718	5,844
		カラマツ	11,125	28	140	521	463	733
		その他針葉樹	107	0	10	43	6	9
		(小計)	202,361	2,517	5,095	10,281	15,482	19,618
	広葉樹	クリ	138	4	16	2	18	37
		クヌギ	604	59	58	33	14	16
		その他広葉樹	581	90	112	68	100	67
		(小計)	1,323	153	186	103	132	120
人工林計			203,684	2,670	5,281	10,385	15,614	19,737
天然林	針葉樹	スギ	69	0	-	3	0	-
		ヒノキ・サワラ・ヒバ	578	-	0	6	2	-
		アカマツ・クロマツ	27,606	63	237	213	270	361
		ヒメコマツ	751	0	1	-	-	-
		モミ・ツガ・トドマツ	271	1	-	-	-	0
		その他針葉樹	43	1	3	1	0	0
	(小計)	29,317	64	241	222	273	361	
	広葉樹	ブナ	3,142	47	7	2	54	-
		ナラ	2,554	58	117	55	38	47
		クヌギ	2,713	6	41	70	83	89
その他広葉樹		306,062	3,946	10,574	12,833	12,082	10,997	
(小計)	314,471	4,057	10,738	12,960	12,257	11,133		
天然林計			343,788	4,121	10,979	13,182	12,530	11,494
特用樹林			727	0	6	23	101	156

単位:ha

		齢級別	VI	VII	VIII	IX	X	X I	X II
人工林	針葉樹	スギ	14,939	18,003	22,519	19,283	8,632	4,231	2,835
		ヒノキ・サワラ・ヒバ	430	170	183	166	91	36	53
		アカマツ・クロマツ	11,133	11,840	10,598	5,578	1,839	504	308
		カラマツ	1,587	2,099	2,960	1,749	527	130	66
		その他針葉樹	13	7	10	1	1	2	0
		(小計)	28,103	32,120	36,270	26,778	11,090	4,902	3,262
	広葉樹	クリ	14	25	10	2	3	2	1
		クヌギ	9	17	95	195	81	17	5
		その他広葉樹	10	20	53	32	16	8	2
		(小計)	33	62	159	229	100	27	8
人工林計			28,136	32,182	36,429	27,007	11,190	4,929	3,270
天然林	針葉樹	スギ	0	5	-	1	0	-	1
		ヒノキ・サワラ・ヒバ	-	-	1	12	7	5	44
		アカマツ・クロマツ	724	1,473	3,146	5,319	3,977	3,064	2,222
		ヒメコマツ	0	4	4	26	17	48	33
		モミ・ツガ・トドマツ	3	2	12	10	25	20	42
		その他針葉樹	2	1	3	0	31	-	-
	(小計)	729	1,486	3,166	5,368	4,057	3,137	2,342	
	広葉樹	ブナ	6	18	56	41	30	117	150
		ナラ	193	240	458	496	344	150	78
		クヌギ	92	191	805	912	337	59	16
その他広葉樹		11,230	21,508	48,740	69,787	42,530	22,099	12,213	
(小計)	11,522	21,957	50,058	71,236	43,241	22,426	12,457		
天然林計			12,251	23,442	53,224	76,605	47,298	25,563	14,799
特用樹林			36	23	35	29	7	3	1

単位:ha

年齢別		X III	X IV	X V以上		
人工林	針葉樹	スギ	2,107	1,587	2,406	
		ヒノキ・サワラ・ヒバ	49	47	86	
		アカマツ・クロマツ	174	63	202	
		カラマツ	62	37	21	
		その他針葉樹 (小計)	-	1	2	
	広葉樹	クリ	1	1	1	
		クヌギ	2	0	1	
		その他広葉樹 (小計)	0	1	2	
	人工林計		2,395	1,736	2,722	
	天然林	針葉樹	スギ	3	0	56
ヒノキ・サワラ・ヒバ			37	34	430	
アカマツ・クロマツ			1,956	1,520	3,061	
ヒメコマツ			82	53	484	
モミツガ・トドマツ			6	8	141	
その他針葉樹 (小計)			-	0	0	
広葉樹		ブナ	320	167	2,128	
		ナラ	49	38	193	
		クヌギ	7	3	2	
		その他広葉樹 (小計)	10,049	5,055	12,419	
天然林計		10,425	5,263	14,742		
天然林計		12,510	6,878	18,913		
特用樹林		5	0	1		

(平成13年福島県森林・林業統計書)

(2) 森林・林業の現状

ア 間伐の行われていない森林

県は、平成15年1月、森林組合アンケートを通じて、一度も間伐の行われていない森林の割合を推計している。調査の対象は県内25森林組合全部(回答率100%)。

《質問内容と結果》

貴組合管内の民有林で、過去に1回も間伐を実施していない人工林は、どの程度ありますか。概算の面積または割合でお答えください。

25組合のうち5組合が面積で、残り20組合が割合で回答している。そこで、森林組合管内ごとに16年生から35年生の人工林面積にアンケートで得られた割合を乗じて、一度も間伐の行われていない人工林面積を推計した結果、一度も間伐の行われていない人工林面積は約54千ヘクタール、割合にすると県平均で58.5%と推計された。

イ スギ1m³で雇用できる伐木作業員数の推移

	昭和36年	40年	50年	60年	平成7年	12年
スギ山元立木価格	9,081円	9,380	19,726	15,156	11,730	7,794
木材伐出業賃金	768円	1,220	5,283	8,629	11,962	12,160
作業員数	11.8人	7.7	3.7	1.8	1.0	0.6

(森林・林業白書(平成13年度))

2 県民の意見等

(1) 平成13年度県政世論調査より

県政世論調査は、県政の課題等について県民の意識やニーズを調査し、具体的な政策形成等のための基礎的な資料とすることを目的に行われている。

平成13年度は、6つの内容で調査されており、その一つが「県民生活と森林づくり運動について」。

《調査の対象等》

調査地域は福島県全域、調査対象は満18歳以上の男女個人、標本数は1,000人、抽出方法は層化多段無作為抽出法、調査方法は郵送調査、調査期間は平成13年8月1日から8月14日、有効回収数は580(回収率58.0%)。

《調査内容と結果》

問10 重要と考える森林の働き

森林にはいろいろな働きがあります。私たち県民が、将来に向かって守っていくべき森林の働きの中で、特に重要であると考えられるものは何ですか。重要であると考えられる順に下の回答欄に番号を記入してください。(○は順番に3つまで)

区 分	順位1	順位2	順位3	合計
水資源を蓄える働き	45.9%	14.1%	9.7%	69.7%
山崩れや洪水などの災害を防止する働き	21.6	29.0	9.7	60.2
地球温暖化防止に貢献する働き	15.7	17.9	13.1	46.7
野生動植物の生息の場としての働き	6.4	11.7	20.9	39.0
空気を浄化したり騒音を和らげる働き	6.4	16.0	16.2	38.6
森林浴・森林レクリエーションなどの保健 休養の場としての働き	0.7	2.9	10.3	14.0
木材を生産する働き	0.3	2.1	9.5	11.9
野外における教育の場としての働き	1.2	2.8	5.2	9.1
その他	0.2	0.3	0.2	0.7
無回答	1.7			1.7

《考察》

1番目から3番目までに選んだ人の比率を総計した数値を見ると、「水資源を蓄える働き」が69.7%で最も高く、次いで「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」が60.2%、以下、比率が下がり「地球温暖化防止に貢献する働き」(46.7%)、「野生動植物の生息の場としての働き」(39.0%)、「空気を浄化したり騒音を和らげる働き」(38.6%)が上位5位になっている。総計で1位にあげられた「水資源を蓄える働き」は45.9%の人と半数近くの人が1番目に重要な働きとして選んでいる。

(2) 保安林制度検討調査より

林野庁では、平成14年度に全国16道府県で「保安林制度検討調査」を実施しており、この中で、保安林の指定により利害関係を有する地域住民等を対象に、保安林に対する現状認識や今後の保安林に対する意向調査が行われている。調査対象は限られているが、代表的な林業地における農山村住民の意見として参考にした。

《調査の対象》

奥久慈流域に属する4町村のうち矢祭町と埴町の住民599人(2町の人口:18,700人)。保安林所有者248名、非所有者196名の444名から回答があった(回答率74%)。

《アンケート内容と結果》

質問1 あなたの身近なところ(家や職場などの近く)に森林がありますか？

1 たくさんある 2 少ない、もしくは無い

区 分		回答1	回答2	無回答
矢祭町	所有者	93.6%	3.8%	2.6%
	非所有者	97.0	2.0	1.0
埴 町	所有者	91.3	6.5	2.2
	非所有者	93.8	4.1	2.1

質問2 あなたは身近な森林と、主にどのようにかかわっていますか？

- 1 何らかの収入の源(木材、林産物、地代など)となっている
- 2 行楽や余暇の場として利用している
- 3 水源や、災害を防ぐなど、間接的に恩恵を受けている
- 4 かかわりが無い、または考えた事がない

区 分		回答1	回答2	回答3	回答4	無回答
矢祭町	所有者	48.7%	1.9%	39.7%	7.1%	2.6%
	非所有者	20.3	9.1	61.6	8.1	1.0
埴 町	所有者	35.9	6.5	47.8	6.5	3.3
	非所有者	13.4	6.2	68.0	11.3	1.0

質問3 昔(20年前くらい)と比較して、周辺の森林の状態はどうですか？

- 1 よくなった(緑が豊かになったり、利用しやすくなった等)
- 2 悪くなった(荒廃したり、利用しにくくなった等)
- 3 変わっていない

区 分		回答1	回答2	回答3	無回答
矢祭町	所有者	22.4%	64.7%	10.3%	2.6%
	非所有者	10.1	66.7	22.2	1.0
埴 町	所有者	18.5	66.3	13.0	2.2
	非所有者	7.2	72.2	19.6	1.0

質問4 質問3の森林の変化の原因は何だとお考えですか？(複数選択可)

- 1 森林の所有者の管理
- 2 所有者以外の人達の活動(良い例はボランティアなど)
- 3 行政の施策や事業など
- 4 商・工業など産業の変化
- 5 気候の変化や時間の経過など、主に自然現象
- 6 わからない、関心がない

区 分		回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	回答6	無回答
矢祭町	所有者	71.2%	4.5%	34.0%	24.4%	10.9%	6.4%	6.4%
	非所有者	67.7	5.1	32.3	31.3	5.1	7.1	10.1
埴 町	所有者	69.6	5.4	18.5	26.1	18.5	5.4	6.5
	非所有者	57.7	4.1	33.0	28.9	10.3	4.1	13.4

質問5 森林について、重要と考えられる役割は何ですか？(複数選択可)

- 1 水資源の確保のため
- 2 災害(山崩れ、強風、水害など)に備えるため
- 3 眺めたり散歩したり等で自然にふれあい、生活に潤いを持たせるため
- 4 木材や林産物の生産の場
- 5 自分たちの吸う空気をきれいにしたり、地球温暖化防止の機能
- 6 野生の植物や動物の生活の場所
- 7 関心がない、わからない
- 8 その他()

区 分		回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	回答6	回答7	回答8	無回答
矢祭町	所有者	80.1%	62.2%	18.6%	46.2%	58.3%	29.5%	3.2%	1.3%	1.9%
	非所有者	67.7	68.7	17.2	37.4	54.5	32.3	2.0	0.0	0.0
埴 町	所有者	76.1	58.7	16.3	46.7	57.6	31.5	2.2	0.0	2.2
	非所有者	73.2	62.9	29.9	34.0	59.8	41.2	2.1	0.0	2.1

質問6 森林の管理は、今後どのように行うべきだとお考えですか？

- 1 人手を全く入れず、自然のままに任せるべきである
- 2 現状を維持する程度の最小限の手入れ
- 3 森林は色々な役割を持ち、重要なので積極的に人の手を加えるべき

区 分		回答1	回答2	回答3	無回答
矢祭町	所有者	3.8%	43.6%	49.4%	3.2%
	非所有者	4.0	51.5	44.4	0.0
埴 町	所有者	4.3	42.4	50.5	3.3
	非所有者	4.1	42.3	50.5	3.1

質問7 地域にとって望ましい森林にするために、森林の所有者にはどのようにしてもらうのが適当だと思いますか？

- 1 すすんで積極的手入れをしてもらう
- 2 負担にならない程度で手入れをしてもらう
- 3 所有者に手入れを期待しない

区 分		回答1	回答2	回答3	無回答
矢祭町	所有者	23.1%	62.8%	9.0%	5.1%
	非所有者	25.3	67.7	6.1	1.0
埴 町	所有者	23.9	58.7	10.9	6.5
	非所有者	23.7	66.0	8.2	2.1

質問8 あなたは「保安林」という森林について知っていますか？

- 1 知っている
- 2 知らない

区 分		回答1	回答2	無回答
矢祭町	所有者	89.7%	6.4%	3.8%
	非所有者	83.8	12.1	4.0
埴 町	所有者	92.4	5.4	1.1
	非所有者	82.5	14.4	3.1

質問9 国・県では、森林がもつ公益的機能を確保するため、伐採や転用に制限のある保安林の指定を積極的に進めてきました。将来についてはどうすべきだと考えますか？

- 1 さらに増やすほうがよい
- 2 いまままでよい(現状維持)
- 3 減らすべきである
- 4 関心がない、わからない

区 分		回答1	回答2	回答3	回答4	無回答
矢祭町	所有者	41.7%	46.8%	5.1%	4.5%	1.9%
	非所有者	33.3	55.6	2.0	7.1	2.0
埴 町	所有者	30.4	63.0	4.3	2.2	0.0
	非所有者	29.9	53.6	4.1	9.3	3.1

質問10 今後保安林等の森林に対し、行政のかかわりかたをどのように考えますか？(複数選択可)

- 1 行政が、森林の造成・管理に直接関わるべき
- 2 行政は、優遇措置や補助金などの経済的支援策を充実すべき
- 3 各種規制・監督の強化など、森林を法的に維持・保護すべき
- 4 広報や各種普及活動の強化など、情報や知識をもっと発信すべき
- 5 行政はなるべく関与せず、各種規制を大幅に緩和していくべき
- 6 わからない、関心がない
- 7 その他(記入欄:)

区 分		回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	回答6	回答7	無回答
矢祭町	所有者	30.8%	69.9%	23.7%	26.9%	9.6%	7.1%	1.3%	1.9%
	非所有者	42.4	56.5	19.2	21.2	6.1	9.1	0.0	1.0
埴 町	所有者	32.6	71.7	17.4	27.2	13.0	7.6	0.0	1.1
	非所有者	36.1	52.6	29.9	21.6	7.2	7.2	0.0	4.1

質問11 行政が森林に対して早急に取り組むべき課題は何でしょうか？(複数選択可)

- 1 森林の育成、保育(植林や下草刈、間伐など)
- 2 病虫害の防除・予防(マツクイムシ病、風雪害その他)
- 3 自然環境の一部として保全(樹木、野生動物などの保護)
- 4 林産業の育成(木材産業、伝統工業、林産物生産や加工)
- 5 森林を破壊する行為の取り締まり強化(乱開発、不法投棄など)
- 6 キャンプ場や登山、遊歩道など保健休養機能の拡充
- 7 転用や売買の促進など、経済活動の促進
- 8 わからない、関心がない。
- 9 その他(記入欄:)

区 分		回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	回答6	回答7	回答8	無回答
矢祭町	所有者	57.7%	32.7%	34.0%	41.7%	50.6%	6.4%	1.2%	4.5%	3.2%
	非所有者	53.5	36.4	40.4	25.3	36.4	15.2	6.1	4.0	1.0
埴 町	所有者	52.2	45.7	35.9	33.7	48.9	13.0	10.9	3.3	0.0
	非所有者	55.7	28.9	49.5	26.8	39.2	12.4	11.3	4.1	3.1

《考察》

[森林について]

当該地域においては、森林を生活の場や水源地として身近に感じている人が多いものの、近年は以前に比べ森林の状態が悪くなっていると感じる人が6割以上もいるなど、森林について楽観視している人は少ない。この中では、保安林非所有者は所有者に比べ森林の状況に無関心な人が多い点、及び保安林では一部に良くなった箇所もあるなど、保安林制度が良い方向に関与してきた事を伺わせるものが示された。

また、森林の状態の変化は所有者の管理によるものとする人が、他の意見に比べ倍近い率となった。逆に所有者以外の人々の活動や自然現象を考える人は少なく、所有者を含め行政・経済活動などが主要な要因と考えている。

森林の機能については、過半数以上の人々が水資源・災害防備・大気清浄などの機能について重要と考えていることがわかり、森林の公益的機能についての重要性はかなり周知されていることが伺えた。

森林を今後どのように管理するのかという問題については、9割以上が森林に手入れをする必要があると考えている。その実態については、森林所有者に何らかの手入れを求める意見が大多数であったが、その程度については「負担にならない程度でよい」とする意見が「進んで積極的手入れ」の倍程度であり、森林の管理について所有者だけでは負担しきれない現状が知られているようである。

[保安林について]

「保安林」という森林があることは、保安林所有・非所有ともに8割以上が知っているとしており、周知率は高い。さらに、保安林を減らすべきという意見が極わずか(2~5%)であったことから保安林制度については肯定的に受け止められていると考えられる。

また、今後の保安林の取扱いについては、現状維持という意見が半数を超え、増加すべきと言う意見が3割以上であったことと合わせて、新規指定も含めた維持管理・整備を実施する必要性があると、認識されていると考えられる。

[行政のかかわりについて]

今後の行政の森林に対する関わりは、経済的支援策を望む意見が半数以上と最も多かった。その次に多いのは、行政が直接森林造成・管理事業を行うことで、3～4割となっている。全体として8割以上が保安林等の森林整備は行政が何らかの手当をすべきと考えていることが分かった。

行政が森林に対して早急に取り組むべき課題についても、目立つ手入れ不足の森林を解消すべきという意見が半数以上となっている。また森林の開発行為などについて取り締まりの強化を望む意見も多いことから、保安林のような保全的な制度については受け入れられる要素があることも伺えた。

(3) 森林所有者アンケート調査より

「森林が荒廃している」と言われることがあるが、実際に福島県の森林はどうなのか、森林所有者側から見た森林の整備状況を把握するため、県は平成15年4月から5月にかけてアンケート調査を実施している。

《調査の対象》

森林簿データを元に所有森林の規模を①1ha未満、②1ha～5ha、③5ha～10ha、④10ha以上、の4区分とし、市町村ごとに①:②:③:④が4:4:1:1となるよう無作為に1,350人を抽出し、農林事務所から調査票を郵送した。

これは、1990年農林業センサスによる林家(保有山林面積0.1ha以上の世帯)数89,856戸の1.5%に相当する。

(2000年センサスからは林家の定義が保有山林面積1ha以上に変わっている)

回答者数は758名(回答率56%)で、うち居住市町村が明らかな人は697名だった。

《アンケートの内容と結果》

問1 あなたの居住地を以下の()に記入願います。

()市・町・村

問2 あなたの性別について、該当するものを選んでください。

ア 男性 イ 女性

回答ア	回答イ
680	76
90%	10%

問3 あなたの年齢について、該当するものを選んでください。

ア 19歳以下 イ 20代 ウ 30代 エ 40代 オ 50代 カ 60代 キ 70代以上

回答ア	回答イ	回答ウ	回答エ	回答オ	回答カ	回答キ
0	1	7	61	140	214	334
0%	0%	1%	8%	18%	28%	44%

問4 あなたの所有する森林の面積について、該当するものを1つ選んでください。

ア 1ha未満 イ 1～5ha ウ 5～10ha エ 10ha以上

回答ア	回答イ	回答ウ	回答エ
135	284	125	198
18%	38%	17%	27%

問5 あなたの所有する森林の場所について、該当するものを1つ選んでください。

- ア 所有する森林は全て居住する市町村内にある
- イ 所有する森林の一部は居住する市町村以外にある
- ウ 所有する森林は全て居住する市町村以外にある

回答ア	回答イ	回答ウ
650	55	25
89%	8%	3%

問6 あなたの所有する森林の境界について、該当するものを1つ選んでください。

- ア 境界には杭等が設置してあり明確になっている
- イ 境界には杭等は設置していないが分かっている
- ウ 森林の大まかな場所はわかるが境界は明確になっていない
- エ 森林の場所を自分ではよくわからないが、森林組合等に聞けばわかる
- オ 森林の場所が良くわからない

回答ア	回答イ	回答ウ	回答エ	回答オ
256	245	180	25	28
35%	33%	25%	3%	4%

問7 あなたの所有する森林に占める人工林(スギ、ヒノキ、マツ等の植林地)の割合について、以下の()に数字で記入願います。

・人工林の割合は約()割

平均人工林率	46%
--------	-----

問8 あなたの所有する人工林の植栽後の年数について、該当するものを1つ選んで選んでください。なお、植栽後45年を基準としてお伺いしますが、厳密に45年である必要はありません。間伐などの手入れが必要な植栽後の年数と考えていただいても結構です。

- ア 全てが植栽後45年以下である
- イ 半分以上が植栽後45年以下である
- ウ 半分以上が植栽後45年以上である
- エ 全て植栽後45年以上である
- オ 植栽後の年数を把握していない

回答ア	回答イ	回答ウ	回答エ	回答オ
228	185	126	44	111
33%	27%	18%	6%	16%

問9 問8でア～ウを選択したかたにお伺いします。あなたの所有する植栽後45年以下の人工林について、面積に関係なく間伐を行ったかどうか、該当するものを1つ選んでください。

- ア 過去5年以内に間伐を実施した
- イ 過去10年以内に間伐を実施した
- ウ 過去10年より前に間伐を実施した
- エ 植栽後15年以上経過し間伐が必要な状態であるが、過去に1度も間伐を実施していない
- オ 植栽後15年以内であり間伐が不要な状態である
- カ 間伐の実績について把握していない

回答ア	回答イ	回答ウ	回答エ	回答オ	回答カ
68	107	116	178	25	57
13%	20%	22%	33%	5%	11%

※問8のア～ウ(539件)に占める割合

問10 問9でア～エを選択したかたにお伺いします。あなたの所有する植栽後45年以下の人工林の状態について、該当するものを選んでください(複数選んでいただいて結構です)。

- ア 木の枝と枝が離れている
- イ 木の枝と枝がふれあっている
- ウ 木の枝と枝が重なり合っている
- エ 木下に草や背の低い木が生えている
- オ 木下に草などは生えていない
- カ 森林の表土は安定している
- キ 森林の表土が流れ出している
- ク 木の太さは植栽後の年数に見合っている
- ケ 木の太さは植栽後の年数に見合わず細い
- コ 状態を把握していない
- サ その他()

回答ア	回答イ	回答ウ	回答エ	回答オ	回答カ	回答キ	回答ク	回答ケ	回答コ	回答サ
63	259	77	217	85	153	11	120	95	52	22
13%	55%	16%	46%	18%	33%	2%	26%	20%	11%	5%

※問9のア～エ(469件)に占める割合。重複回答あり。

問11 あなたの所有する人工林の今後の整備(手入れ)について、該当するものを1つ選んでください。

- ア 木材価格に関わらず知るような森林整備を実施する
- イ 木材価格が上昇すれば必要な森林整備を実施する
- ウ 木材価格に関わらず森林整備は実施しない
- エ その他()

回答ア	回答イ	回答ウ	回答エ
208	218	210	62
33%	34%	33%	-%

※ア～ウを選択した上でエに記載した回答者が多いので、割合からはエを除いている。

問12 森林の整備に関する意見・要望等がありましたら、ご自由にご記入ください。

()

《考察》

〔森林所有者の状況〕

回答者の性別は男90%、女10%。年齢は70歳代以上:44%、60歳代:28%、50歳代:18%の順となっている。相続との関連からか林業経営の7割が60歳以上ということが分かる。在村、不在村の別は、県内の森林所有者を対象に調査していることもあるが、不在村者は3%。一部の森林が不在村である人を加えても11%だった。(森林簿データによると不在村森林所有者の持つ森林面積の割合は14%)

林業経営の重要な基盤である森林境界の認知度は、杭があつて明確となっている人は35%で、杭はないが場所はわかる人が33%、大まかな場所はわかる人が25%だった。

これらのことから、森林所有者は居住市町村内に森林を持ち、その所在場所も分かっているが、一方で進む高齢化や境界の明確性からみると、相続に伴い森林の所在が不明確となり、将来は森林管理が行われなくなるおそれがある。

〔保有森林の状況〕

回答者の保有森林における人工林の割合の平均は46%で、標本は県平均の人工林面積を10%上回っている。

伐期を45年と仮定して、8割近い森林所有者が伐期齢以下の人工林を保有している。これらの森林所有者のうち、一度でも間伐を行ったことのある人が55%(ただし、間伐後10年以上経過している人が22%)あり、森林所有者に着目すれば、間伐が必要な森林所有者の過半数は間伐を実施したことがある。なお、保有森林が15年生以下で間伐適期には達していない森林所有者は5%である。

森林施業が行われない大きな理由として林業採算性の悪化が上げられているが、木材価格の動向と森林施業の意志を尋ねたところ、木材価格の動向にかかわらず施業をする、木材価格が上がれば施業をする、木材価格に関わらず施業をしないが、それぞれ3分の1ずつを占めた。

森林施業は、林業を取り巻く経済情勢よりも、森林所有者の意識がより強い要員であることがわかった。

(4) 身近な森林現況調査より

森林に対する関心がかつて無く高まっているといわれている今日、県民は森林の現状をどのように捉えているのかを把握するため、県は、森林と生活の関わりを実感しやすい森林として日常使用している水道等の水源地域にある森林を取り上げ、その現況について平成15年7月に聞き取り調査を実施している。

《調査の方法》

県民に密接にかかわっている森林として、県内の上水道施設43箇所の水源となっている森林及び簡易水道施設192箇所の集水区域内の森林について、職員による現地の森林状況調査とこれを水源とする水道施設管理者等からの聞き取り調査を実施した。調査では163箇所から回答が得られた。

《調査の内容と結果》

- 1 森林面積(対象となる林班面積計)
163箇所、13,256ha 平均81.3ha
- 2 森林の内訳

	伐採跡地	未立木地	針葉樹林	広葉樹林
合計	9ha	228ha	6,071ha	6,641ha
平均	0ha	1ha	37ha	41ha

3-1 針葉樹の森林の状況

- (1) 森林整備の実績等
 - ア 最近実施している(面積 ha)
 - イ 実施した形跡はある(面積 ha)
 - ウ 人工林として生育困難(面積 ha)
- (2) 森林整備の必要性
 - ア なし イ 必要(種類、面積)
- (3) 病害虫の痕跡
 - ア あり イ なし

	森林整備の実績等			森林整備の必要性					病害虫 痕跡有	
	最近実施	形跡あり	生育困難	要整備面積	箇所数	下刈り	除伐	枝打		間伐
合計	447ha	528ha	5ha	1701ha	137	14	58	37	123	49
割合	7.4%	8.7%	0.1%	28.0%	84%	9%	36%	23%	75%	30%

3-2 広葉樹の森林の状況

- (1) 森林整備の必要性
 - ア なし イ 必要(種類、面積)
- (2) かつての利用履歴
 - ア なし イ 薪炭林 ウ パルプ材 エ 大径材
- (3) ササの繁茂状況
 - ア 林床の全てを覆う イ まばらに見られる ウ 全くない
- (4) つる類の状況
 - ア 林木全体に見られる イ 林木の一部に見られる ウ 見られない
- (5) 病害虫の痕跡
 - ア あり イ なし

	森林整備の必要性					利用履歴			
	要整備面積	箇所数	除伐	受光伐	その他	形跡無し	薪炭材	パルプ材	大径材
合計	1174ha	62	38	19	8	79箇所	54	15	1
割合	17.7%	38%	23%	12%	5%	48%	33%	9%	1%

	ササの繁茂状況			つる類の状況			病虫害 痕跡有
	林床全て	まばら	ない	林木全体	一部	ない	
合計	5箇所	131	23	10	135	14	1
割合	3%	80%	14%	6%	83%	9%	1%

4 森林の汚染等(ゴミ投棄)や土砂の流出等

	あり	なし
合計	39箇所	124箇所
割合	24%	76%

5 利用者等が行っている森林の管理状況(区長・管理者等からの聞き取り)

	制度造林	保育を実施	刈払いのみ	ゴミ撤去等
箇所数	2	6	6	3
割合	1.2%	3.7%	3.7%	1.8%

6 区域の森林をどのように管理すべきか(区長・管理者等からの聞き取り)

意見	件数	割合
間伐・受光伐等の森林整備が必要	30	18%
水源かん養機能等を発揮できる森林にすべき	21	13
長伐期施業にすべき	9	6
ゴミの不法投棄を防止	9	6
皆伐によらない施業	5	3
開発の規制	4	2
現状維持	3	2
ブナ林の育成または保護	2	1
国有林と協力して森林保全に努める	2	1
条例により水質保全を目指している	2	1
森林の保全、保安林の管理	2	1
地域住民で管理すべき	1	1
公的機関が積極的に管理すべき	1	1
高齢化が進み森林整備が出来ない	1	1
混交林を目指す	1	1
松くい虫の駆除・防除	1	1
景観を重視した森林整備	1	1
作業道、遊歩道の整備	1	1

《考察》

針葉樹林の約8割で森林整備が必要とわかり、水源地のように生活に密着している森林でも除伐や間伐などの森林整備が必要な状態にある。

広葉樹林でも約4割の森林が除伐やつる切りなどの手入れが必要であり、約8割の森林でササやツルが侵入しており、針葉樹(≒人工林)以外でも森林整備の必要な森林が多い。

また、水源地にありながら、4分の1近い森林で林内へのゴミの投棄が確認された。聞き取り調査によると、森林の管理としてゴミの投棄防止対策を求める意見が多く、安全な水の確保のためにも森林管理への関心が高かった。

(5) 県民が参画する森林づくりに関するアンケートより

これまで、森林を守り育てるための施策全般に関して広く県民を対象とした意向調査が行われていないことから、県民が参画する森林づくりについて検討するための基礎資料とするため、県を通じて平成16年4月から6月にかけてアンケートを実施した。

《調査の方法》

一般県民を対象として、各種イベントや会議、窓口などあらゆる機会をとらえてアンケート用紙に記入してもらった。当初3,000人の回答を目標に実施したが、7,711名にアンケート用紙を配布し、4,861名(63.0%)から有効回答が得られた。

《調査の内容と結果》

問1 調査対象者について

- ① あなたの住んでいる市町村をお答えください (略)
- ② あなたの性別をお答えください

男	女
3,590人	1,264人
73.9%	26.0%

③ あなたの年齢(満年齢)をお答えください

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	無回答
88人	562	733	1,058	1,214	724	385	37	60
1.8%	11.6	15.1	21.8	25.0	14.9	7.9	0.8	1.2

④ あなたの家族は森林を所有していますか

- 1 所有している
- 2 所有していない
- 3 わからない

回答1	回答2	回答3	無回答
2,324人	2,322	185	30
47.8%	47.8	3.8	0.6

⑤ あなたの職業を教えてください

- 1 農林漁業
- 2 商工業・サービス業
- 3 自由業
- 4 会社員
- 5 パートタイマー・アルバイト
- 6 専業主婦
- 7 学生
- 8 無職

回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	回答6	回答7	回答8	無回答
1,001人	240	52	2,745	183	182	159	277	22
20.6%	4.9	1.1	56.5	3.8	3.7	3.3	5.7	0.5

問2 森林は木材を生産するばかりでなく、いろいろなはたらきを持っていますが、あなたが身近に感じるものは次のうちどれですか。身近に感じている順に3つまで選んでください

- 1 木材やキノコ、山菜などの林産物を生産する働き。
- 2 洪水や濁水を防いだり水質を浄化する働き。
- 3 地表の新植を防いだり土砂の崩壊を防ぐ働き。
- 4 人に安らぎを与えたり、余暇を過ごす場となる働き。
- 5 野生鳥獣の生息の場としての働き。
- 6 森林が成長の過程で温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する働き。

選択肢	1～3位計	1位	2位	3位
洪水や濁水を防いだり水質を浄化する働き	3,212	1,644	1,122	446
森林が成長の過程で温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する働き	2,322	560	499	1,263
地表の新植を防いだり土砂の崩壊を防ぐ働き	2,160	392	1,151	617
木材やキノコ、山菜などの林産物を生産する働き	2,129	1,282	357	490
人に安らぎを与えたり、余暇を過ごす場となる働き	1,995	489	755	751
野生鳥獣の生息の場としての働き	1,959	297	688	974

問3 福島県は森林の約7割が森林ですが、手入れ不足によりいろいろな働きが十分に機能していない森林もあるということを見聞きしたことがありますか。

- 1 実際に見たことがある 2 報道等で見聞きしたことがある 3 わからない

回答1	回答2	回答3	無回答
2,039人	1,583	1,139	100
41.9%	32.6	23.4	2.1

問4 「山が荒れている」という言葉を耳にすることがありますが、あなたはどのような山に対して荒れていると感じますか。(〇は3つまで)

- 1 薄暗く下草の生えていない山。
- 2 伐採したままで植林されていない山。
- 3 柴や落ち葉が利用されなくなり藪になっている山。
- 4 かつて植林されたが、今は放置されて藪になっている山。
- 5 山道が荒れている山。
- 6 病気や害虫、自然災害で木が枯れたり折れている山。
- 7 ゴミの捨てられている山。
- 8 杉林などに竹が侵入し藪になっている山。
- 9 わからない。

回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	回答6	回答7	回答8	回答9
827人	2,638	828	2,466	896	1,983	2,711	536	49
17.0%	54.3	17.0	50.7	18.4	40.8	55.8	11.0	1.0

問5 林業は、苗木を植え、下刈り、間伐など長期にわたる管理を行い、伐採して木材を生産し、場跡地にまた苗木を植えるという、循環的な作業を行っており、森林の健全な育成を担うとともに様々な働きの発揮に寄与しています。このような林業のしくみを見聞きしたことがありますか。

- 1 体験したことがある。
- 2 実際に見たことがある。
- 3 人から聞いたことがある。
- 4 本などで見聞きしたことがある。
- 5 知らなかった。

回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	無回答
1,701人	1,033	795	936	276	120
35.0%	21.3	16.4	19.3	5.7	2.5

問6 森林は、私たちの生活環境と深く関わっていることから、「次世代に伝えなければならないみんなの公共財」であるという考えがあります。あなたはどう思いますか。

- 1 そう思う。
- 2 どちらかというと思う。
- 3 どちらかというと思わない。
- 4 思わない。

回答1	回答2	回答3	回答4	無回答
3,723人	849	119	57	113
76.6%	17.5	2.4	1.2	2.3

問7 漁業関係者などが山に植林するなど、ひろく「森・川・海」に関係する人達が連携して森林ボランティアの活動を始めています。森林所有者が、木材価格の低迷、林業従事者の減少・高齢化等の理由により森林を十分に管理できない場合、だれが森林を整備すべきだと思いますか。

- 1 公的機関が積極的に行うべきである。
- 2 ボランティアにまかせるべきである。
- 3 森林所有者にまかせるべきである。
- 4 その他()。

回答1	回答2	回答3	回答4	無回答
3,318人	324	766	313	140
68.3%	6.7	15.8	6.4	2.9

※ その他としては、「公的機関、ボランティア、森林所有者が連携して行うべき」という意見が圧倒的に多かった。

問8 わたしたちが日頃多くの恩恵を受けている森林は、近年、木材価格の低迷や過疎化などのため荒廃が進み、森林のはたらきを回復するために適切な対策を実施することが大きな課題となっています。あなたが森林づくりに参加するとしたら、どのような形で参加したいと考えますか。

- 1 植林や手入れのための森林ボランティア活動に参加する。
- 2 森林づくりのために必要な資金について、税や募金などにより支援する。
- 3 県産木材を積極的に使う。
- 4 その他()。

回答1	回答2	回答3	回答4	無回答
1,614人	1,458	1,439	132	218
33.2%	30.0	29.6	2.7	4.5

※ その他としては、意見が分かれたが「何をしたいかわからない」「自然に任せるべき」など意見が多かった。

問9 高知県や岡山県などでは、県民みんなで森林の環境を守るという目的から森林環境税を創設していますが、本県でも森林を始めとした自然環境を守るためにお金を拠出するとしたら、一世帯当たり年間どのくらいの額が適当だと思いますか。

- 1 3,000円以上
- 2 2,000円程度
- 3 1,000円程度
- 4 500円程度

回答1	回答2	回答3	回答4	無回答
586人	858	1,911	1,243	263
12.1%	17.7	39.3	25.6	5.4

問10 県民全体で森林を守り育てるため、新たな税によりお金を拠出した場合、そのお金をどのような分野に使えばよいと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 森林所有者や森林整備に意欲のある人が容易に取り組める条件を整備する経費。
- 2 放置された森林を県や市町村が購入し整備するための経費。
- 3 森林整備を行う林業従事者の確保や育成に要する経費。
- 4 森林ボランティア活動への支援経費。
- 5 森林を守り育てている農山村住民に対する支援経費。
- 6 森林資源を活用した多様な事業の企画・開発等に対する助成経費。
- 7 森林の整備であれば、特に限定する必要はない。
- 8 その他()。

回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	回答6	回答7	回答8
2,023人	1,235	2,014	1,706	1,839	1,112	1,202	74
41.6%	25.4	41.4	35.1	37.8	22.9	24.7	1.5

※ その他としては、意見が分かれたが「学校教育に使うべき」「新たな税金については反対」などの意見もみられた。

《考察》

〔回答者の概要〕

回答者の性別は、男73.9%、女26.0%、年齢層は、50歳代25.0%、40歳代21.8%、30歳代15.1%の順。家族を含む森林の保有状況については持っている、持っていない共に47.8%と二分された。職業は会社員等56.5%、農林漁業20.6%、無職5.7%の順。

〔森林・林業の現状等について〕

森林の働きについて身近に感じている順に3つまで選んでもらったが、1位に取り上げられたのは「洪水・濁水防止、水質浄化」(33.8%が選択)、「木材・キノコ・山菜などの生産」(26.4%)の順で、やや離れて「二酸化炭素吸収」(11.5%)、「やすらぎ・余暇」(10.1%)と続く。1～3位のいずれかに取り上げられたものは「洪水・濁水防止、水質浄化」が最多の3,212人で、2位の「二酸化炭素吸収」(2,322人)から6位の「野生生物の生息」(1,959人)までがそれぞれ同様に重要と考えられている。

森林の現状については、手入れ不足によりいろいろな働きが十分に機能していない森林があることを「実際に見たことがある」「報道等で見聞きしたことがある」を合わせて7割以上の人がそのような森林のあることを知っていた。

どのような山を荒れていると感じるか3つまで選んでもらったところ、「ゴミの捨てられている山」(2,711人、有効回答の55.8%)、「伐採したままで植林されていない山」(2,638人、54.3%)、「放置されて藪になっている山」(2,466人、50.7%)、「病気・害虫・自然災害で木が枯れたり折れている山」(1,983人、40.8%)を選んだ回答者が多かった。

森林の健全な育成を担う林業のしくみについては、「体験したことがある」が35.0%、「実際に見たことがある」が21.3%、「本などをで見て聞いたことがある」が19.3%で、一方「知らなかった」と無回答は合わせて8.2%であり、林業の森林保全における役割はかなり認識されていることが伺える。

[森林の整備・保全に関する考え方について]

森林は公共財であるという考えについては「そう思う」(76.6%)と「どちらかといえばそう思う」(17.5%)を合わせると9割を超える人が、賛同している。

森林づくりの主体については、「公的機関が積極的に行うべき」が68.3%であり、「森林所有者にまかせるべき」の15.8%、「ボランティアにまかせるべき」の6.7%を大きく上回っており、公的機関の積極的な関与が期待されている。自由に記載する「その他」では、それぞれが連携して行うべきという意見が圧倒的に多かった。

木材価格の低迷や過疎化などで森林の荒廃が懸念されるが、森林づくりに参加するとしたらどのような形で参加したいかについては、「森林ボランティアに参加」が33.2%、「税や募金などにより支援」が30.0%、「県産木材の使用」が29.6%で、3つがほぼ3割ずつで並んだ。

[新たな財源の導入について]

高知県等で森林環境税の導入が始まっているが、森林を始めとする自然環境を守るためにお金を拠出するとしたら年額いくらぐらいが適当かについては、「1,000円程度」が39.3%、「500円程度」が25.6%、「2,000円程度」が17.7%の順だった。未回答は5.4%だった。

新たな税によりお金を拠出した場合、それはどのような分野に使えばよいかを3つまで選んでもらったところ、「森林所有者や森林整備に意欲のある人が容易に取り組める条件整備」の2,023人(有効回答の41.6%が選択)、「林業従事者の確保や育成」の2,014人(41.4%)、「農山村住民に対する支援」の1,839人(37.8%)、「森林ボランティア活動への支援」の1,706人(35.1%)までが多くの回答者に選択された。「その他」は74人(1.5%)で、記載内容は「新たな税の導入に反対」「里山・天然林等の整備」「教育」「水資源のかん養」「外材輸入の制限」など。

3 森林環境税等に関する各都道県の取り組み状況

平成12年4月に地方分権一括法により地方税法が改正され、法定外目的税制度が創設されたことを契機に、自主財源の確保等を目的とした独自課税について取り組んでいる都道府県が増加している。

水源林の育成や間伐の推進、荒廃林の公有化等の森林整備・保全のための法定外目的税等に取り組んでいる都道府県は、平成16年7月1日現在で、既に導入されている高知県を含め、39都道県となっている。

主な取り組みの事例は次のとおり。

【高知県】

「県民参加による森林保全」の気運を高めるとともに、公益上重要で緊急に整備する必要のある森林の混交林化を進めるため、個人、法人とも県民税均等割の超過課税による「森林環境税」を平成15年度より導入している。

【岡山県、鳥取県、鹿児島県】

県民に幅広く公平に課税できる観点から、県民税への超過課税方式の検討を進めており、このうち岡山県では平成16年から導入、鳥取県及び鹿児島県においても平成17年度から導入される見込み。

【神奈川県】

生活に不可欠な水と大気に対する負荷を抑制するための「生活環境税制」に取り組んでいる。水については、シンポジウム等の県民論議にも積極的に関わりながら、水源環境保全施策や費用負担方法等について検討を進めており、県議会にも説明している。

税制の導入以外にも、基金の活用や、理念的な条例の制定への取り組みが行われている。

【愛媛県】

財団法人愛媛の森林基金は、基金の運用収入による一般会計事業及び収益特別会計事業並びに緑の募金を活用した緑の募金特別会計事業を効果的に組み合わせながら、森林及び緑化に関する普及啓発や造成整備、森林の利用・活用、ボランティア活動による森林づくり等を促進している。

【青森県】

森林、河川及び海岸が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結びついて地域文化を形成していることにかんがみ、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、必要な事項を定めることにより、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定している。

【千葉県】

県、市町村、県民等が一体となって、人と里山との新たな関係を構築し、自然豊かな、県民にとってかけがえのない里山の保全等を積極的に行うため、平成15年3月に「千葉県里山の保全、整備及び活用の推進に関する条例」を制定した。

参考 各都道府県における独自課税の取組(林野庁企画課調べ)

平成16年7月1日現在

都道府県	検討会等		検討項目			報告書		とりまとめ等 時期(予定)
	開始 時期	構成員		目的税等の 用途別区分		有	無	
		関係 職員	学識 経験者	森 林 整 備	森 林 外 も 含 む			
北海道	H13.5	○		○	○	○		「環境目的税の導入に向けた道の考え方」 (H14.3)－北海道地球温暖化対策税 H16 年度中にとりまとめ予定－森林環境税(仮 称)
	H16.5	○		○			○	
青森県	H13.12	○		○	○	○		環境の保全等について検討とりまとめ(H14.8)
岩手県	H16.2		○	○	○		○	H17 年1月中旬にとりまとめ予定
福島県	H14.12	○	○	○	○		○	H16 年度中にとりまとめ予定
	H15.12							
茨城県	H15.5	○		○			○	
栃木県	H15.5	○		○	○		○	
埼玉県	H14.5	○		○	○	○		
	H16.4	○		○	○		○	
東京都	H15.3	○		○			○	
神奈川県	H13.6		○	○	○	○		「生活環境税制のあり方に関する検討結果報 告書」(H14.6) 「生活環境税制のあり方に関する報告書」 (H15.10)
新潟県	H15.11		○	○			○	「税制研究会報告書」(H14.3)
富山県	H12.6	○		○			○	
石川県	H13.1		○	○			○	H17 年初めを目途に中間とりまとめの予定
福井県	H13.4	○	○	○			○	
山梨県	H12.7	○		○	○	○		「山梨県地方税制研究会中間報告」(H14.12)
長野県	H15.11	○		○	○		○	
岐阜県	H15.3	○	○	○	○		○	H16 年度に外部委員による研究会を設置し、 年度内に報告書を取りまとめ予定
静岡県	H15.3		○	○			○	H16 秋にとりまとめ予定
愛知県	H14.4		○	○	○	○		「課税自主権に関する検討－環境関連税制を 中心として－」(H15.11)

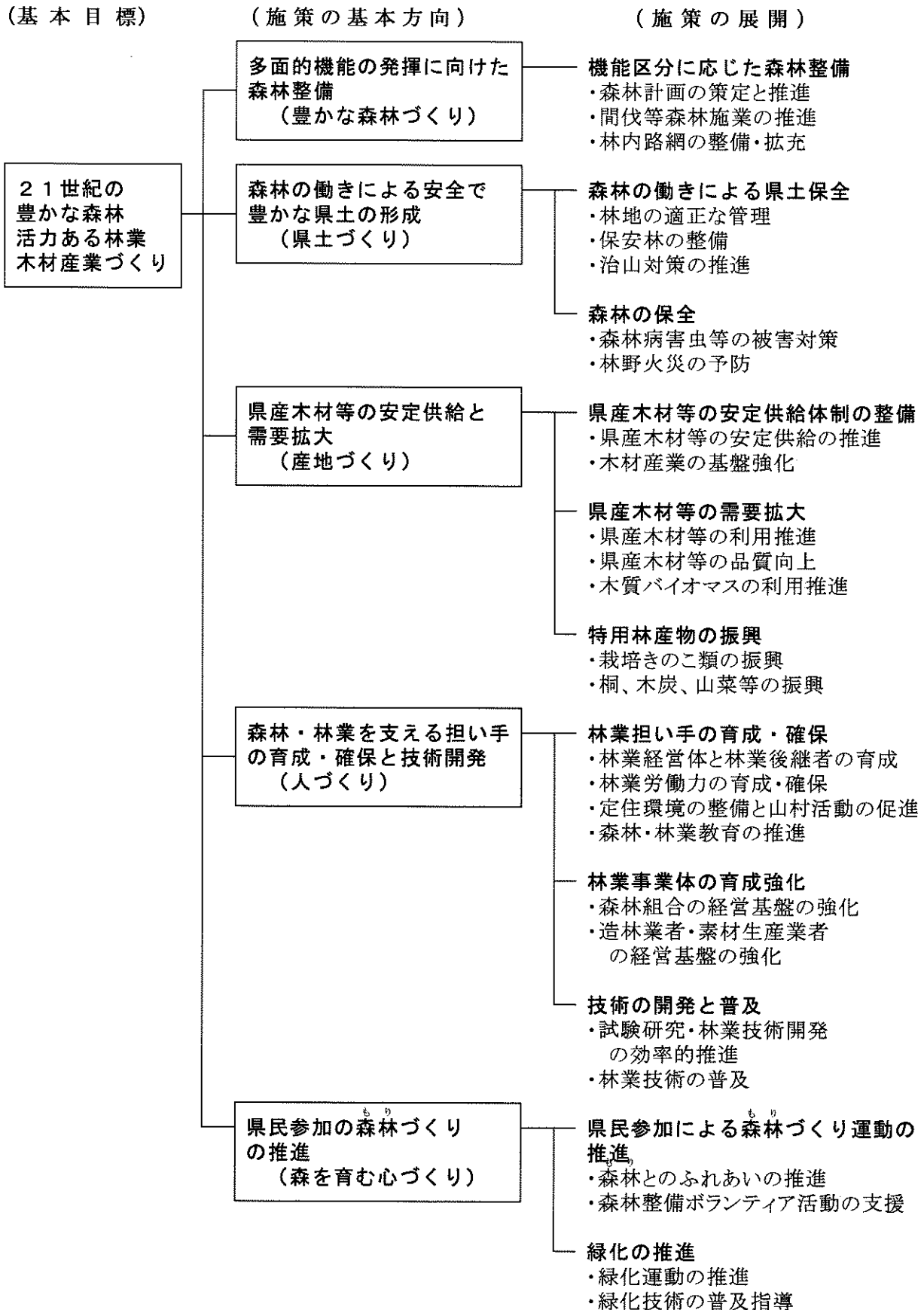
平成16年7月1日現在

都道府県	検討会等		検討項目			とりまとめ等		
	開始時期	構成員 関係職員 学識経験者	目的税等の 用途別区分			報告書		時期(予定)
			森林整備	森林以外も含む	有	無		
三重県	H15.6	○	○			○		
滋賀県	H16.5		○	○		○	H16 秋頃にとりまとめ予定	
兵庫県	H15.11		○	○	○	○	「森林保全のための税制検討委員会中間報告」(H16.7にとりまとめ予定)	
奈良県	H15.5		○	○		○	H16 年度中にとりまとめ予定	
和歌山県	H14.6	○	○	○	○	○	「和歌山県税制度調査検討委員会報告書」(H15.4)	
鳥取県	H11.10	○		○		○	「森林環境保全税」として17年度より導入予定	
島根県	H13.1	○		○		○	「島根県における独自課税の報告書」(H14.3) H16 年度中に庁内とりまとめ予定	
岡山県	H13.5		○	○		○	「おかやま森づくり県民税」として16年度より導入	
山口県	H14.4		○	○		○		
徳島県	H13.5	○		○		○	「意識調査とりまとめ」(H14.3)	
香川県	H15.4 H15.8	○	○	○	○	○	環境立県かがわの新税試案(H16.2.27)県とりまとめ	
愛媛県	H15.10		○	○	○	○	H16.10にとりまとめ予定	
高知県	H13.4	○		○		○	「森林環境税」として15年度より導入	
熊本県	H16.6	○		○	○	○		
大分県	H15.9	○		○		○	森林環境税(仮称)に関する報告書(H16.3)	
宮崎県	H16.7		○	○		○	H16.10 月頃予定(参考:庁内研究会報告書 H16.3)	
鹿児島県	H13.7		○	○		○	「森林環境税」として17年度より導入予定	
九州・沖縄・山口の9県	H15.3	○		○		○	九州地方知事会地方税制調査研究会 H16.10とりまとめ予定	

4 現行の施策体系と施策の展開

「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」に基づく施策の展開状況

(1) 施策体系



(2) 施策の展開 (平成16年度)

- 重点 : 全庁重点事業
 部重点 : 農林水産部重点事業
 重点推進分野 : 重点推進分野事業
 ※平成16年度重点推進分野
 ①命・人格・人権の尊重、②循環型社会の形成、③個性豊かな地域づくりの推進、④その他

ア 多面的機能の発揮に向けた森林整備

- ・多面的機能を発揮するための望ましい森林の姿を示し、これに導くための森林施業（長伐期施業への転換、複層林への誘導、広葉樹林の整備など）の推進を図るとともに、推進基盤となる林道の計画的な整備に努める。
- ・県民一人一人が森林づくりに参画する新たな枠組みを構築するための森林づくりのあり方を検討する。

○ 公益的機能の高い森林〔水土保持林〕を重点的に推進

森林整備面積（うち間伐面積）			
（水土保持林）	H22	10,350ha/年（3,740ha/年）	比率（H22/12） 106%（137%）
（資源の循環利用林）	H22	2,900ha/年（660ha/年）	比率（H22/12） 100%（100%）

造林補助事業（公共） (H16 1,294,300 千円)

○ 山村地域等の活性化のため、集落周辺の景観形成を促す里山林の再生支援

うつくしま里山林再生モデル事業 部重点 (H16 2,100 千円)

○ 森林整備地域活動支援交付金を有効に活用して、森林整備の確保

森林整備地域活動支援交付金事業 重点 (H16 203,767 千円)

○ 県民一人一人が森林づくりに参画する新たな枠組みの構築を検討

うつくしま「森林との共生」創造事業 重点推進分野 (H16 10,809 千円)

イ 森林の働きによる安全で豊かな県土の形成

- ・県民生活に身近な森林の乱開発防止等適正な管理を推進し、保全上重要な森林については保安林に指定するとともに、森林の働きが低下した保安林については、治山事業などの実施により機能の回復に努める。
- ・森くい虫など森林病害虫の被害防止、林野火災の発生防止に努める。

○ 計画的な保安林指定の推進と保安林の適正管理

保安林面積（累計）			
	H22	109,100ha	比率（H22/12） 104%

森林保全管理事業 (H16 9,028 千円)

保安林整備委託費 (H16 4,388 千円)

保安林整備管理事業 (H16 29,878 千円)

○ 緊急性等を考慮しながら計画的な治山事業の実施

治山事業（公共） (H16 4,344,300 千円)

○ 森くい虫等森林病害虫による被害の防止

森林病害虫等防除事業 部重点 (H16 285,075 千円)

ウ 県産木材等の安定供給と需要拡大

- ・地産地消の連携の下、県産木材の利用推進に努めるとともに、加工技術及び商品開発と新たな需要の開拓、木質バイオマスの利用促進に努める。
- ・特用林産物(栽培きのご類、桐、木炭等)については、国際競争力のある産地づくりを目指す。

○ 県産木材の利用を推進するため関係者の連携による木造住宅供給体制の整備

(木材(素材)の供給量(うち県産木材(素材)の供給量)
 H22 1,680千m³/年(910千m³/年) 比率(H22/12) 110%(120%))

木材安定供給事業	部重点
(ふくしま県産木材供給システム整備事業	(H16 2,581千円)
(「新」とってお木」利用推進業	(H16 2,250千円)

間伐材搬出利用支援事業	部重点(H16 17,290千円)
-------------	-------------------

○ 公共施設の木造化・木質化の推進

(木材(素材)の需要量(県産木材(素材)の需要量)
 H22 1,470千m³/年(700千m³/年) 比率(H22/12) 110%(120%))

木の香る環境整備促進事業	
(木とふれあう ^{まなびや} 学舎づくり推進事業	重点推進分野(H16 12,750千円)

○ 木質バイオマスの活用など研究機関と連携した新たな需要拡大

(新)木質バイオマス利用推進事業	重点(H16 17,645千円)
------------------	------------------

○ ハイテクプラザ等と連携した木材加工の新技術の開発

県産針葉樹材の住宅内外装材及び家具部材等への活用のための機能性付与技術の開発	(H16 43,458千円)
--	----------------

○ 競争力のある特用林産物の産地づくりの推進

(栽培きのご類生産量
 H22 8,023 t/年 比率(H22/12) 139%)

特用林産振興対策事業	部重点
((新)安全・安心な県産きのご供給推進事業	(H16 712千円)
(しいたけ生産体制整備緊急対策事業	(H16 18,318千円)
(うつくしま炭の里づくり推進事業	(H16 2,355千円)

エ 森林・林業を支える担い手の育成・確保と技術開発

- ・経営の規模拡大・多角化や優れた経営感覚を持ったリーダーの育成を図るとともに、林業労働者の雇用者である林業事業体の体質強化を図る。
- ・林業生産と生活の場である山村地域の定住環境の整備を図る。
- ・多様な森林の造成、育成・管理技術、特用林産物の優良品種育成などの研究開発を行い、これら技術の円滑な定着を推進する。

○ 林業後継者の育成・確保のため福利厚生充実、技術研修の実施

(林業就業者数
H22 2,070人 比率(H22/12) 90%)

(新)緑の雇用担い手育成対策事業	重点推進分野(H16)	42,540千円)
------------------	-------------	-----------

森林整備担い手対策基金事業 (新規就業者フォローアップ事業	重点推進分野(H16)	788千円)
----------------------------------	-------------	--------

○ 地域の振興と定住環境の改善を図る生活基盤の整備

ふるさと林道緊急整備事業	(H16)	2,226,000千円)
--------------	-------	--------------

森林居住環境整備事業	(H16)	1,778,550千円)
------------	-------	--------------

○ 県民ニーズに即した林業技術の研究開発

育林経営、緑化保全、特用林産、木材利用研究	(H16)	7,913千円)
-----------------------	-------	----------

林業技術普及情報活動システム化事業	(H16)	3,858千円)
-------------------	-------	----------

オ 森林づくりの推進

- ・「森林との共生」の具現化を進めるため、「県民の森」をはじめとする森林とのふれあいの場の整備拡充や普及啓発活動に努める。
- ・県民参加による緑化活動と森林づくり運動の支援拡充を図り、森林を県民全体で支える意識の醸成と森林づくりへの参加を促進する。

○ 県民参加による森林整備ボランティア活動の支援

(森林とのふれあい施設の利用者数
H22 509,000人 比率(H22/12) 107%
森林整備ボランティア参加者数
H22 33,000人 比率(H22/12) 2,965%)

森林とのふれあい施設管理事業	(H16)	116,695千円)
うつくしま21森林づくり推進事業	重点 (H16)	10,970千円)

○ 「もりの案内人」の指導者の養成・確保

(もりの案内人認定者数
H22 425人 比率(H22/12) 342%)

森林総合利用対策事業 (もりの案内人養成事業	(H16)	2,141千円)
---------------------------	-------	----------

○ 緑の募金運動の推進、緑の少年団活動の推進

総合緑化対策事業 (「緑の輪」推進事業	(H16)	1,180千円)
------------------------	-------	----------

○ 緑化に関する質問、相談に対応する「緑の相談室」の充実

グリーン・アドバイザーセンター開設事業	(H16)	10,107千円)
---------------------	-------	-----------

○ 樹木医会等との連携による「緑の文化財」の保全活動など緑化技術の普及

(緑の文化財の登録状況 H14 現在 520カ所
樹木医認定者数(財)日本緑化センター認定 H15 現在 28名)

緑総合緑化対策事業 (緑の文化財保全対策事業	(H16)	2,400千円)
(緑の文化財樹勢診断事業	(H16)	5,097千円)

5 森林との共生を考える県民懇談会名簿

いわさき ゆみこ 岩崎由美子	福島大学行政社会学部助教授	
おおひら まさみ 大平直水	流域林業活性化センター連絡協議会事務局長	(平成16年4月から)
かのや もりひさ 叶谷守久	相馬双葉漁業協同組合請戸支所支所長	
◎きくち そうぞう 菊池 壮蔵	福島大学経済学部教授	
きだ ときこ 木田都城子	樹木医	
こんの よしやす 紺野 剛保	福島県林業会議事務局長	
さいとう しげき 齋藤 茂樹	三島町長	
ししど まきてる 宍戸 正照	福島県中小企業団体中央会副会長	(平成16年3月から)
すぎはら みちお 杉原三千男	流域林業活性化センター連絡協議会事務局長	(平成16年3月まで)
せがわ わねお 瀬川 宗生	国有林野事業福島連絡室長	(平成16年3月まで)
はしぐち なおゆき 橋口 直幸	森の楽校 <small>がっこう</small> フォレストランド代表(公募)	
ほし さいこ 星 サイ子	福島県消費者団体連絡協議会理事	
まるやま ふみ 丸山 富美	伊南村立伊南小学校いきいきプラン推進員(公募)	
みどりかわ へいじゅ 緑川 平寿	福島県指導林家連絡協議会幹事	
めぐろ みちこ 目黒美智子	会津若松市立東山小学校校長	
やまもと みつこ 山本 光子	有限会社アネシス代表取締役(公募)	
よしだ ゆきお 由田 幸雄	国有林野事業福島連絡室長	(平成16年4月から)
わたなべ いっせい 渡辺 一成	原町市長	
●わたなべ かずお 渡辺 一夫	うつくしま21森林づくりネットワーク会長	
わたなべ しげぞう 渡部 重三	産経新聞会津若松サービスセンター代表(公募)	
わたなべ ひとし 渡辺 仁	株式会社オノツカ勤務(公募)	

◎:座長、●:座長代理。五十音別、敬称略

6 森林との共生を考える県民懇談会設置要綱

(目的)

第1条 「森林との共生」の理念に基づき、県民全体で森を守り育てる仕組みの構築を通じて、うつくしく豊かで活力ある循環型社会の実現に資するため、「森林との共生を考える県民懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 県民全体で森林を守り育てるための施策に関すること
- (2) (1)の施策に必要な、新たな県民参画のあり方に関すること
- (3) その他

(組織)

第3条 懇談会は、19名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験のある者、森林を守り育てる活動等の実践者及び自ら懇談会に参加を希望する県民のうちから知事が委嘱する。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から、平成17年3月31日までとする。

(会議)

第6条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、福島県農林水産部森林林業領域森林計画グループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年11月18日から施行する。

2 第6条の適用について、第1回目の懇談会は知事が招集する。

7 ^{もり} 森林との共生を考える県民懇談会の検討経過

平成15年12月25日(木) 第1回

座長の選出
事務局説明
懇談会の趣旨について
開催スケジュールについて
福島県の森林・林業をめぐる情勢について
意見交換

平成16年3月22日(月) 第2回

事務局説明
委員からの追加意見紹介
県民の意向調査結果について
各都道府県における独自課税の取り組み状況について
意見交換

平成16年4月16日(月) 第3回

事務局説明
第2回懇談会の補足資料について
(現行の施策一覧、森林整備に関する都市住民等の意向、林業体験の場及び活用事例、里山に関する資料、森林療法に関する資料)
意見交換

平成16年5月21日(金) 第4回

事務局説明
従来の施策に対する評価等について
意見交換
森林との共生を考える県民懇談会の中間とりまとめについて
今後のスケジュールについて

平成16年6月11日(金) 第5回

意見交換
森林との共生を考える県民懇談会報告書(案)について

平成16年7月15日(木)、16日(金) 第6回

現地調査
意見交換
森林との共生を考える県民懇談会報告書(案)について

平成16年7月26日(月)

報告書を県に提出